

**子育て世帯等臨時特別支援事業
(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)
※家計急変世帯該当判定 基準所得限度額表**

令和3年度 子育て世帯等臨時特別支援事業(住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金)が非該当であった世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度分の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)に対し、10万円/世帯の給付金を支給します。

支給にあたって基準となる所得限度額は次のとおりです。

世帯 人数	家族構成 (例)	非課税所得限度額	非課税収入限度額
		$28\text{万円} \times \text{世帯人数} + 10\text{万円} + 16.8\text{万円}$	非課税限度額+給与所得控除額
1人	独居等	380,000円	930,000円
2人	父(母)+子1人	828,000円	1,378,000円
3人	夫婦+子1人	1,108,000円	1,680,000円
4人	夫婦+子2人	1,388,000円	2,097,000円
5人	夫婦+子3人	1,668,000円	2,497,000円
6人	夫婦+子4人	1,948,000円	2,897,000円
7人	夫婦+子5人	2,228,000円	3,297,000円
8人	夫婦+子6人	2,508,000円	3,685,000円
9人	夫婦+子7人	2,788,000円	4,035,000円

※ 審査は、生計維持者(世帯で1番所得の高い方)の令和3年1月以降の任意の1月の収入に12を乗じた金額を、上の表の限度額以下であるか確認します。また、併せて任意の1月の前月(若しくは前年)の収入と比較し、減少していることを確認するとともに、減少の原因が新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものであることを書類により宣言していただきます。